

## 奨学金返還猶予願記入事項

1. 「平成・令和○年度奨学生」は教育委員会にて記入しますので空欄のままにしておいてください。
2. 理由欄は分かりやすく記入してください。  
(例 ○○大学に進学したため。)
3. 猶予期間は進学された学校等の入学から卒業までの期間（返還困難な期間）を記入してください。
4. 日付は猶予願を教育委員会へ提出する年月日を記入してください。
5. 返還猶予願の添付書類（進学された学校の在学証明等）を必ず一緒に提出してください。
6. 連帯保証人の印は、借用書に押されているもの（実印）と同じ印でお願いします。改印をされた方は、現在登録中の印鑑証明をご提出のうえ押印下さい。

＊ 問い合わせ先

津野町教育委員会 電話 62-2258

参考条例（抜粋）

### 第17条

《奨学金の返還猶予》

- (1) 災害又は傷い疾病によって返還が困難となったとき。
- (2) 奨学生であった者が進学し大学等の学校に在学するとき。
- (3) その他やむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき。

《返還猶予期間》

上記(2)に該当するときは、その事由の継続中とし、(1)(3)に該当するときは1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願い出により重ねて1年ずつ延長することができる。

ただし、(3)に該当するときは通じて3年を限度とする。